

令和7年度 第1回
江東区障害者計画等推進協議会
議 事 錄

1 日 時 令和7年8月5日（火）午後1時30分～午後3時00分

2 場 所 江東区役所7階 第71～73会議室

3 出 席 者 高山 由美子 館 桂一郎 中山 利恵子 郷 芳昭
会田 久雄 平松 謙一 橋本 実千代 向井 真幸
岡村 正枝 宮崎 英則 高館 麻貴 原 恵美
中村 幸江 小原 誠太郎 平野 浩子 伊藤 善彦
田村 満子 緑川 美加 見城 亨 望月 壽一郎
井内 千津子 手塚 祐希

4 会議次第

（1）開 会

（2）議 事

- ・江東区障害者計画の進捗状況及び江東区障害福祉計画・江東区障害児福祉計画の実績報告について
- ・障害者実態調査について
- ・その他

（3）閉 会

5 資 料

- 資料 1 令和 7 年度障害者計画等推進協議会障害者計画等進捗報告書
(概要版)
- 資料 2 江東区障害福祉計画・江東区障害児計画の実績報告
- 資料 3 令和 7 年度障害者実態調査について
- 参考 1 江東区障害者計画の進捗状況
- 参考 2 令和 6 年度第 2 回協議会意見シートで寄せられた
ご意見について
- 参考 3 令和 7 年度江東区障害者計画等推進協議会委員名簿

6 傍 聽 0 名

7 議事録

令和7年度第1回江東区障害者計画等推進協議会

令和7年8月5日

【障害者施策課長】

定刻になりましたので、ただいまより、令和7年度第1回江東区障害者計画等推進協議会を開会いたします。本日は、大変お忙しい中、協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日、進行を務めさせていただきます、江東区障害者施策課長の栗原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。本日は、本協議会に付属する、「庁内計画推進委員会」及び「幹事会」も同時開催といたしております。

開会にあたりまして事務局を代表して障害福祉部長の干泥よりご挨拶申し上げます。

【障害福祉部長】

皆様こんにちは。障害福祉部長の干泥でございます。本日は、お忙しい中、令和7年度第1回障害者計画等推進協議会にご出席いただきありがとうございます。

昨年3月、江東区では、区の障害者施策全般の基本的な方向性及び、障害福祉サービス等の見込み量とその確保のための方策を示しました「障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、本協議会では計画の進捗管理を行っている所でございます。

今年度は、計画の進捗管理に加えまして、令和8年度に予定している「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」の策定に向け、障害者実態調査を実施し、計画の基礎資料とともに、今後の施策の在り方を検討していただく予定でございます。

本区の目指す、「障害のある人もない人も、ともに支えあい、自己の意思決定に基づいて、地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現」に向け、委員の皆様には、様々な立場、様々な視点から、ご意見をいただきたいと考えておりますので、是非とも御協力のほどよろしくお願ひいたします。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【障害者施策課長】

まず、本日の資料を確認させていただきます。本日は、机上配付しております、資料1～3、参考資料1～3、令和4年度江東区地域生活に関する調査の概

要版、意見シート用紙をお配りしております。不足の資料等がございましたら、事務局までお知らせ願います。

本協議会の終了時刻は、午後3時00分を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。なお、本日は、高橋委員、伊東委員より、ご欠席の連絡をいたしております。平松委員がまだお越しになっておりませんが、遅参という形で対応させていただきます。また、公務の都合により、欠席、遅参、早退、代理出席の府内委員もございます。ご了承願います。

次に、会議の公開につきましては一般傍聴者を募集し、本日の一般傍聴の方は0名となっております。また、当会議は議事録作成のため、録音をさせていただいております。恐れ入りますが、議事録作成の都合上、ご発言の際は、最初にお名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。

議事録は作成後、発言された方へ確認の上、ホームページやこうとう情報ステーションで公開いたします。

議事に先立ちまして、本会議より江東区医師会訪問看護ステーション所長原恵美委員と、ALSOKビジネスサポート株式会社代表取締役望月壽一郎委員が委員になりましたのでご紹介いたします。原委員、望月委員の順で恐れ入りますが、一言ご挨拶をお願いいたします。まず、原委員よりご挨拶をお願いいたします。

【原委員】

今回初めて参加させていただくことになりました、江東区医師会訪問看護ステーションの原と申します。よく分からぬこともあります。よろしくお願いします。

(拍 手)

【障害者施策課長】

ありがとうございました。続きまして、望月委員一言ご挨拶をお願いいたします。

【望月委員】

望月でございます。ALSOKでは入社以来、警備に携わって参りましたが、障害福祉という面では経験不足、知識不足の面が多々あります。これから一生懸命業務に取り組んで参りますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

(拍 手)

【障害者施策課長】

ありがとうございました。本日、新たに2名の方が委員となられましたので、昨年度より引き続き、本協議会にご協力いただいております委員のご紹介をさせ

ていただきます。

初めに、本協議会の会長であられます、ルーテル学院大学総合人間学部教授、高山委員でございます。本協議会の副会長であられます、江東区医師会理事、館委員でございます。江東区手をつなぐ親の会会长、会田委員でございます。江東区難病団体連絡会会长、橋本委員でございます。富岡地区連合町会会长、向井委員でございます。民生・児童委員協議会障がい福祉部会会长、岡村委員でございます。江東ボランティア連絡会運営委員、宮崎委員でございます。訪問介護・障害者（児）支援事業所カレッジケア代表取締役、高館委員でございます。ゆめグループ福祉会理事、中村委員でございます。江東区東砂福祉園園長、小原委員でございます。江東区聴覚障害者協会総務部長、郷委員でございます。のびのび福祉会理事、平野委員でございます。江東楓の会理事長、伊藤委員でございます。特定非営利法人こどもの発達療育研究所理事長、田村委員でございます。木場公共職業安定所、専門援助第二部門統括職業指導官、緑川委員でございます。株式会社メトロフルール取締役、見城委員でございます。区民委員の井内委員でございます。同じく、区民委員の手塚委員でございます。江東区視覚障害者福祉協会会长、中山委員でございます。

なお、（元）江東区身体障害者福祉団体連合会会长、高橋委員、江東区社会福祉協議会事務局長、伊東委員は本日欠席の連絡をいただいております。委員の紹介は以上でございます。

それでは、この後の議事進行は、高山会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願ひいたします。

【高山会長】

ご準備いただきました、議事に沿って進行して参りたいと思いますが初めに、本協議会の趣旨を確認させていただきます。本協議会は、江東区障害者計画及び江東区障害福祉計画、江東区障害児福祉計画の推進に関して、必要な事項を調査し、検討することを目的として設置されている会議体となります。会議の趣旨を皆様にご理解いただいた上で、進行にご協力いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入って参りたいと思います。議事1「江東区障害者計画の進捗状況及び江東区障害福祉計画・江東区障害児福祉計画」の実績報告について事務局より説明をお願いいたします。

【障害者施策課長】

それでは、議事1について、障害者施策課長栗原よりご説明いたします。障害者計画に掲載されている各事業につきましては、毎年、前年度の実績調査を行い、進捗状況を見ていくことで、計画の進行管理を行っております。障害者計画を構成する事業は、全部で再掲を含み、219事業ございます。

全ての事業につきましては、参考1の「江東区障害者計画進捗状況」に記載さ

せていただいております。本日は、主な事業について、ピックアップした概要版を資料1として作成させていただきましたので、こちらをもとにご説明をさせていただきます。

まずは、資料1の表紙の裏面、1、施策の体系でございます。令和6年3月に策定いたしました計画の体系、3つの「基本理念」、5つの「基本目標」、10の「施策の柱」各柱の施策について記載しております。次に、2、計画の推進体制と進行管理ですが本計画は、1「障害者福祉に関する行政等の体制整備」2「区と区民・関係団体等との連携の推進」を行うことで、計画を推進していくこととしております。次に、3「計画の進行管理と評価」でございますが障害者計画から抜粋となります。計画の推進に向けては、本協議会にて中間報告や意見聴取を行い、計画の進行管理等を行うところでございます。

具体的な事業の取り組み状況、各基本目標に沿った主な事業の進捗報告について、ご説明させていただきます。

初めに、基本目標1「ともに支え合う地域社会の構築」です。こちらは、成果指標を江東区に住み続けたいと思う人の割合として、令和10年度に90%になるよう目指しております。課題といたしましては、障害者権利擁護に関する当事者や事業者等に向けた制度の周知、障害理解や合理的配慮に関する周知や啓発等がございます。主な取り組み事業として5つ掲載をしております。

1つ目として、【No.6 事業者向け障害理解研修】の実施です。改正障害者差別解消法施行により、昨年4月、事業者による障害者への合理的配慮の提供は努力義務から義務となり、その法改正を契機に、区内事業者により障害理解を深めていただくとともに、合理的配慮の提供義務についても、周知、啓発すべく、昨年度、新たに区内事業者向けに障害理解研修を実施しております。

ワークショップ型の研修を実施いたしましたが、研修参加をきっかけに障害者雇用を促進するため、研修ファシリテーターとともに社内バリアフリー調査を行った事業者もあった等とお聞きしております。高い満足度を得られる研修が実施できたと考えております。

今年度も同様の研修を9月に予定しております。木場公共職業安定所様にも、事業所への郵便物にチラシを同封していただくなど、募集にご協力をいただいております。今後も事業の周知先を増やすことで、様々な事業者の参加を図りながら、区内事業者の障害理解促進を進めて参りたいと考えております。

次に、2つ目の【No.28 障害を理由とする差別の相談】です。障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別に関する相談を実施しております。令和6年度は相談件数17件で、昨年度より7件増となっております。相談者の要望により、区から事業者に合理的配慮について説明し、建設的な対話を求めるなど、対応を図っているところでございます。

次に、3つ目の【No.31 基幹相談支援センターの整備】ですが、令和6年4月1日施行の障害者総合支援法改正に伴い、地方自治体に対して、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置が努力義務化されました。

た。本区では、来年1月に大規模改修後の障害者福祉センター1階部分に基幹相談支援センターを新たに開設いたします。令和6年度は地域自立支援協議会でのWGや東京都障害者相談支援体制整備事業の派遣アドバイザーの助言を得て、事業内容や設置に向けたロードマップ等を固めたところでございます。

本年4月には、障害者施策課内に、基幹相談支援センター開設準備係を設置いたしまして、来年の開設に向けて区内相談事業所等関係機関との関係づくり、職員のスキルアップ等準備に努めております。

次に、4つ目の【No.43 代筆・代読支援者派遣】では、視覚障害者の生活支援と社会参加を促進するため、令和6年10月より、日常生活上必要となる申請書等の代筆・代読を行うヘルパーを派遣する事業を開始いたしました。

こちらの事業は、居宅介護（家事援助）または同行援護の従事要件を満たす資格を有するヘルパーが在籍する区内事業所に委託して実施しております。1回最大2時間、1か月4時間までという利用時間の制限はありますが、昨年度末時点での登録をいただき、ヘルパー派遣件数は67件、総派遣時間は93時間の実績でした。

今年度、7月末時点で新たに7名の登録がありましたので、さらに多くの区民が制度を利用できるよう事業の周知を継続すると共に、利用できる事業所を増やすことで、さらなる生活支援の促進が図れるよう、7月下旬より新規事業者の募集を開始しているところでございます。

次に、5つ目の【No.58 手話通訳者派遣】ですが、聴覚障害者または言語障害者、身体障害者団体に手話通訳者を派遣する事業となります。江東区社会福祉協議会と東京手話通訳等派遣センターに委託して実施をしており、令和6年度派遣実績は合計1,673件ございました。

窓口、FAXでの派遣申請受付のほか、今年度からは、メールに替えて記載項目漏れチェックができるLoGoフォームによる受付を開始いたしまして、利便性の向上に努めております。今後も安定した事業運営を継続できるよう、他自治体の派遣事例等を参考にしながら実施をして参ります。

続きまして、基本目標2の「自立した生活を支える支援の充実」にかかる事業の進捗報告をさせていただきます。成果指標は「利用している福祉サービスの満足度」で、令和10年度50.0%と目標値設定しております。課題は、「親亡き後」に対応した体制整備や、在宅生活が可能となる支援の充実等となっております。主な取り組み事業として2つ掲載しております。

1つ目は、【No.88 障害者グループホーム等整備事業】がございます。障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、共同生活を営む住居で日常生活支援を行う障害者グループホームの整備を推進していきます。令和6年度は、牡丹三丁目の都有地について、定期借地権設定契約を締結いたしました。本年2月に運営事業者において施工業者選定の入札を行いましたが、入札不調となつたため、現在再入札に向けて、法人と調整中でございます。引き続き着工に向けて調整を図って参ります。

2つ目は、【No.135 重症心身障害児(者)レスパイト支援事業】です。家族等の介護負担を軽減するため、日常的に医療ケアが必要な重症心身障害児(者)の自宅等に看護師を派遣し、一定時間の医療的ケア及び療養上の介助を行う事業でございます。令和6年度は総利用回数644回と昨年度比較6回増となりました。今後といたしましては、都の要綱改正に伴い、年度の利用上限時間を増やすことを検討し、より一層の介護者の負担軽減を図って参りたいと考えております。

次に、基本目標3の「就労と社会参加の促進」です。成果指標は、休日以外に会社等で働いている人の割合とし、目標値を42.3%としております。課題といたしましては、多様化する就労相談に対応するための体制整備の拡充や、障害特性や希望に応じた余暇活動やスポーツ環境の整備などとなっております。主な取り組み事業として3つ掲載させていただきました。

1つ目は、【No.168 江東区障害者就労・生活支援センター】事業で、障害者が一般就労するための支援や働き続けるための支援を行っております。令和6年度は就労者数97名で、前年度比19名増となっております。就労者数は順調に増加しているものの、センターへの登録者数の増加に伴い業務量が大幅に増加しているため、適切な人員確保に努めて参ります。

2つ目は、【No.8 障害者福祉大会の開催】です。障害者基本法第9条に定める障害者週間において、区民への障害への理解及び、障害者の社会参加を促進するために、毎年障害者福祉大会を実施しております。昨年度は12月7日(土)に開催し、約780名の方にご参加いただきました。参加者数につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じて実施いたしました令和4年度以降、毎年増加しております。

今年度につきましては、12月6日(土)ティアラ江東にて開催を予定しております。また、事業名称を障害の有無に関わらず、参加者が楽しむ様子を体現できるよう「スマイルフェスタ こうとう」に変更いたしまして、区HPやチラシの配架等を通じ周知を行い、より多くの地域住民の方が来場し、障害理解を深める機会として、運営に努めて参ります。

3つ目は、【No.171 知的障害者学習支援事業 エンジョイ・クラブ】でございます。学校教育を修了した軽度の知的障害のある就労者を対象として、余暇活動に必要な一般教養、スポーツ、レクリエーション等を実施し、学習活動を支援する事業でございます。令和6年度の受講生は83名で、千代田区、中央区、墨田区の障害者青年学級教室との合同レクリエーション大会を5年ぶりに江東区主催で実施をいたしました。今後も、受講生の高齢化に伴う体力や安全面を考慮した活動内容を検討し、余暇活動の場や機会の充実に努めて参ります。

次に、基本目標4は「配慮を必要とするこどもとその家族への支援の充実」です。医療的ケア児(者)やその家族への支援や、個性や特性に応じた教育の充実が課題となっております。主な取り組み事業として4つ掲載させていただきました。

1つ目、【No.201 医療的ケア児等支援事業】は、医療的ケア児とその家族の不

安や負担の軽減を図るための事業ですが、令和6年度は、当事者の家族交流会を初めて開催し、負担や不安の軽減や体験機会の創出を図りました。今後は、交流会の開催回数を2回に拡充するとともに、生活実態やサービスのニーズを把握するため、アンケート調査を実施することで、支援の充実を図る予定でございます。

2つ目、【No.192 障害児発達支援事業】では就学前のこどもの発達について、専門的な相談や療育を行う事業で、江東区こども発達センター「CoCo」で実施しております。令和6年度の相談事業延べ人数は4,610人です。

令和6年8月、塩浜は大規模改修後、潮見の仮設施設から本設に戻り、令和6年10月には扇橋センターが亀戸へ移転し、各施設とも広くなり、保護者からも支援環境が良くなつたとお声を頂戴しております。

発達相談のニーズ拡大に伴い、本年4月には、塩浜を44名から50名に、亀戸を44名から46名に定員拡大し、亀戸では、保育所等訪問支援事業を開始いたしました。

3つ目は、【No.194 放課後等デイサービス】です。学校在学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所を提供する事業でございます。令和6年度の実績は、10,689人で前年度比214人増となりました。

今後も利用者の増加が見込まれる中、事業者数は増加しているものの、臨海部については物件確保が困難等の理由により、入所希望者数に対して受け入れ施設数が不足している状況です。この状況を解消すべく、今年度より臨海部に新たに放課後等デイサービス事業所を開設する法人に対して、事業所の賃借料を補助する取り組みを開始いたしました。引き続き、民間事業所の新規参入を促して、定員確保に努めるとともに、サービスの質向上に向けた取り組みを進めて参ります。

4つ目は、【No.205 義務教育の就学相談】です。教育委員会において、障害の種類・程度によって適切な教育を保障するための就学相談を実施している事業となります。令和6年度の就学相談件数は571件、前年度比49件の増となっております。

また、就学支援委員会設置要綱の改正を行いまして、特別支援教室拠点校や通級指導学級を設置する小学校の校長を委員に加えることで、より実態に即した就学相談が行えるようになりました。特別支援教育システムの運用効率化、相談日数、相当額の見直し等により、増加する就学相談件数に対応していきます。

次に、基本目標、最後の5つ目は「安心して暮らすことのできる環境の整備」です。成果指標を、「江東区が暮らしやすいまちだと思う人の割合」とし、令和10年度目標値を90%としております。課題としては、障害特性等に応じた個別避難計画の策定や福祉避難所の設置拡充、ユニバーサルデザインの視点からの公共施設等の整備があげられます。主な取り組み事業として2つ掲載させていただきました。

1つ目は、【No.214 避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の作成・更新】がございます。拠点避難所や消防署などに配備された避難行動要支援者名簿を活用して名簿登録者の安否確認や避難支援を行います。避難行動要支援者の具体的な個別避難計画を作成・更新し防災啓発等を行う事業です。

令和6年度の実績は、名簿登録人数が50,130人、前年度比1,812名の増となっております。また、個別避難計画策定済件数が10,649件、前年度比1,382件の増となっており、優先度の高い重度障害者を対象に福祉専門職による個別避難計画作成を実施いたしました。個別避難計画につきまして、従来の災害協力隊による作成・更新に加え、福祉専門職も参画を開始いたしました。

2つ目は、【No.14 ユニバーサルデザイン推進事業】でございます。ユニバーサルデザインの視点により、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず誰もが公平かつ快適に生活できるようにするために、区と区民及び事業者が共同でまちづくりを推進しております。

活動内容としては、区民等が参加するワークショップを開催するとともに、こどもたちへの意識向上を図るため、区立小学校の4年生児童を対象に出前講座を実施いたしました。令和6年度は、ワークショップを8回、出前講座を29校で開催しました。

UDまちづくりワークショップをバリアフリー基本構想改定の基礎として位置付けることで、これまでのユニバーサルデザインの取り組みを構想に反映させ、障害者を含めた誰もが安全・安心して暮らせるまちを目指して参ります。

資料1「障害者計画等進捗報告書（概要版）」の説明は以上です。

続きまして、資料2「江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の実績報告」についてご説明いたします。障害福祉計画は、障害福祉サービス等の確保について、3年を1期として定めた計画です。令和6年度から令和8年度を期間とする第7次計画の実績報告となります。

資料2をご覧ください。初めに、障害福祉サービス等の実績報告です。障害福祉サービスについて、訪問系、日中活動系、居住系などの体系別に分類しております。表の左側から、サービスの種類、令和4年度～令和6年度におけるそれぞれの計画見込量、実績にあたる平均値、対計画比となっております。平均値は、年間の実績を月ごとに平均化した数値を掲載しております。また、数値は延べ数となっております。

まず訪問系サービスは、サービス提供事業者が居宅に訪問して行うサービスで、「居宅介護」など5つのサービスがございます。訪問系サービス全体の実績は年々増加しており、利用時間、利用人数共に計画見込量を上回っております。ニーズが増加する訪問系サービスを確保し、障害者に円滑にサービスを提供するため、民間事業者と連携し提供体制の確保に努めると共に、関係所管課とも連携をしながら、障害福祉サービスの人材確保に取り組み、訪問系サービスの充実に努めて参ります。

次に、日中活動系サービスは、昼間に入所または通所により、訓練・介護等を提供するサービスで、「生活介護」、「就労継続支援」「自立訓練」等、合計10のサービスがございます。

特に自立訓練（生活訓練）、就労定着支援、福祉型・短期入所の数字が年々伸びております。引き続き、ニーズの高い地域や重度化が進む利用者ニーズの情報について、事業者と共有・調整等を行い、必要量の確保に努めて参ります。また、障害特性や本人の希望、適性に応じて就労できるよう、地域の関係機関と連携を図りながら、より良い支援体制の確保を目指して参ります。

次に、居住系サービスは、共同生活を行う住居や施設等において、訓練等給付または介護給付を提供するサービスで「自立生活援助」など、計3種類がございます。「共同生活援助」、「施設入所支援」が計画見込量を上回っております。グループホームを中心とした住まいの確保のため、グループホームの運営を支援するとともに、新たなグループホームの整備促進を図って参ります。

次に、相談支援は、相談支援事業者が障害のある方の相談に専門的に応じるサービスで、「計画相談支援」等があります。「計画相談支援」の実績が年々増加しております。既存事業所に対する相談支援専門員の増員を支援するため、就業・定着促進事業を実施するなど、引き続き人材確保方策等の検討を進めて参ります。

次に、児童福祉法のサービスです。児童福祉法に基づく5つのサービスについて、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」の実績が年々増加しております。ニーズの高まりにより、利用実績が増加傾向にあることを踏まえ、引き続き、民間事業者の新規参入を促す等定員確保に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取組みを進めます。

続きまして、地域生活支援事業になります。地域生活支援事業とは、地域で生活する障害者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で、区が主体となって、実施する事業でございます。

（3）相談支援事業は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う事業でございます。来年1月に開設予定の基幹相談支援センターでは、相談支援事業所へ助言・援助等の支援や相談支援体制の充実を図って参ります。

（4）成年後見人制度利用支援事業は、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者または精神障害者に対し制度の利用を支援する事業です。令和6年度は11名の方が制度を利用しました。制度を必要とする知的障害者や精神障害者が、確実かつ円滑に制度を利用できるよう支援を行って参ります。

（6）意思疎通支援事業は、手話通訳者や要約筆記者を派遣し意思疎通の円滑化を図る事業です。引き続き委託先等と密に連携しながら、安定的に事業の運営を行って参ります。

（9）移動支援事業は、屋外での移動が困難な方に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

利用者数、利用時間数ともに令和5年度より横ばいで推移しております。当事者の自立生活と社会参加を支えるため、引き続き適切な支給決定に努めて参ります。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業の実施箇所数は4ヶ所で、「ステップ」「ウィル・オアシス」、「ロータス」、「障害者福祉センター」となっております。利用者のニーズに柔軟に応えられるよう事業を展開していきます。

続きまして、本年4月現在の、区内の障害者施設の一覧になります。1番から54番までが障害者の施設、54番から119番までが障害児の施設、6番及び120番から122番までが地域活動支援センターとなっております。

資料2の説明は以上でございます。

【高山会長】

ありがとうございました。資料1、資料2に基づいてご説明いただきました。資料1は障害者計画の進捗状況ということで、沢山の事業数がありますが、どれも大事な事業ではありますが、幾つかピックアップを行い、ご説明いただきました。資料2では江東区障害福祉計画・障害児福祉計画（令和6年度）の実績報告についてご説明をいただきました。

資料1、資料2につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。挙手で合図をお願いいたします。

(中山委員挙手)

【高山会長】

中山委員お願いいたします。

【中山委員】

防災のところで個別避難計画の作成がありますが、個別に作成されているかどうか見えていない気がします。年に1度、障害福祉サービスを受けている方に対して、区の職員が訪問されて、来年度の計画を立て、必ずその方の個別避難について話し合うことを、今後行うようにすると、今よりも人数が増えるし、様々なことが見えてくるのではないかと思います。

これを課題として考えるのであれば、特に視覚障害の場合は、避難の話は個別にしていないと思いますので、これから考えていただければと思います。以上です。

【高山会長】

ありがとうございました。何か事務局からございますか。

【障害者支援課長】

はい。障害者支援課長です。個別避難計画の件についてです。まず、個別避難行動要支援者名簿の作成にあたって、障害者の方で言いますと肢体不自由の方1・2級の方、視覚及び聴覚の1・2級の障害をお持ちの方、愛の手帳1・2度をお持ちの方、あるいは難病の方を対象として作成をしているところです。

令和6年度に関しては、災害協力隊で計画を作成できない方を対象といたしまして浸水被害地域に居住する要支援者名簿の外部提供に同意した障害者の方を対象に、計画相談支援事業所あるいは社会福祉協議会の方で、名簿作成に取り組んでおり、約90名の計画を作成しているところでございます。先ほど、年に1回というお話をいただいたご意見につきましては、今後の課題として、検討させていただければと思います。ありがとうございます。

【高山会長】

他に、何かご意見・ご質問はありますでしょうか。

(平野委員挙手)

【高山会長】

平野委員お願いいたします。

【平野委員】

資料1の11ページに記載がある、就学相談に関わることでお聞きしたいと思っております。児童発達支援の事業所から昨年度から今年度にかけて、保護者の方から通常学級を希望したいとの相談が寄せられています。通常学級を希望している方は、就学相談が必要ないと窓口で断られる対応がありました。就学相談を受けられない保護者の方が、こちらでの相談件数が増加しているところで、相談先が限られるなどと、相談を受けることが多いです。

今後の課題方向性の中で、運用の効率化、相談日数相談枠の見直し等を行って増加する就学相談件数に対応していくとありましたが、具体的な内容を教えていただけますでしょうか。

【高山会長】

ありがとうございました。何か事務局からございますか。

【教育支援課長】

はい。教育支援課長です。貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。まず、就学相談の申し込みということで、私からお答えさせていただきました。こちらの窓口に電話が来た場合に、こどもの子育てに関してなど、内容によって整理を行っております。必ずしも、通常学級に行くので、そこで終わりとい

うことでは無く、子育てについての相談であれば、教育センター等、適切な部署へ丁寧に繋ぐように心がけております。

ただ、保護者的心配事に寄り添う気持ちが伝わっていなかったということについては大変申し訳ございません。話の中で、通常学級希望であれば、入学してから学校の中で相談し、一緒に丁寧に進めているところです。

また、件数が増えている理由で、絞り込むということはありません。主な取り組み事業として特別支援教育システムの運用効率化について記載があります。これは、DX化であり電話受付のみではなくWebサイトからも申込ができるようにしており、保護者の方の利便性も図っております。

また、相談枠の見直しというのは、絞るためではなく、そこに参加する学校や専門家等が集まる日程の枠をどのような時期に、どのように設定したら良いかを見直すということです。

就学相談の増加は実際ございますので、例えば江東区こども発達センターなど、関連機関で情報共有し、相談や検査を効率化することでこどもや保護者にとっても負担軽減を図れるようにと記載しているところです。以上です。

【高山会長】

ありがとうございました。他に、何かご意見・ご質問はありますでしょうか。

(岡村委員挙手)

【高山会長】

岡村委員お願いいたします。

【岡村委員】

民生・児童委員協議会の障がい福祉部会会長の岡村です。先日、障害者部会の総括ということで3年間の皆さんからご意見を聞いた中で、障害者施設の一覧表をいただきましたが、もっと分かり易いマップが、色別で者か児か、障害の内容が分かると自分が担当している地域にどのような施設があって、協力をしやすいとの意見が出ました。

可能であれば、箇条書きでどこに何があるか、住所は記載されていなく、江東区の地図みたいに、色別にしていただくと、障がい福祉部会も活動しやすいと意見が出ましたので、その節はよろしくお願ひします。以上です。

【高山会長】

ありがとうございました。ご意見ということでお聞きしてよろしいでしょうか。事務局から、補足説明はございますか。

【障害者支援課長】

はい。障害者支援課長です。障害者支援課では、「すぐわかる！江東区心の健康福祉マップ」がございまして、こちらは地域自立支援協議会精神部会で作成しておりますが、そちらは、主に精神障害者を対象にしたグループホームや相談支援事業所等のマップがございます。

また、障害者福祉の手引きの巻末に、障害者（児）の施設一覧を掲載しております、そちらにもマップがございます。まずは、これらをご活用いただけますと幸いです。いただいたご意見につきましては、検討して参りたいと考えております。以上でございます。

【高山会長】

ご意見・ご説明ありがとうございました。他に、何かご意見・ご質問はありますでしょうか。

(平松委員挙手)

【高山会長】

平松委員お願いいたします。

【平松委員】

おあしす福祉会の平松でございます。計画の進捗状況で、最初にアンケートの方で共生社会の実現と記載されておりますが、安心して住める江東区に向けて、家や場所が必要です。これを行わないことには、共生社会づくりも無いかと思っております。

江東区は年々、地価や家賃が上がっており、おあしす福祉会では、居住支援法人を作っております。住宅確保や要配慮者の方々の居住支援を行っておりますが、中々物件が無く、あるいは非常に老朽化した物件しか無いのが現状です。数年後には解体しますが、それまでに誰か入居する方がいれば良いと思っております。

他に事故物件などの課題があります。生活保護の人が、例えば単身で入居する場合、およそ53,000円かかります。その範囲の物件は非常に減ってきております。

あるいは、老朽化した問題物件があります。この問題を解決しないと、障害者だけではなく、それ以外の要配慮者は様々な方を含んでおりますが、要するに裕福な方以外は住めなくなってしまいます。そういう江東区になってしまふことは、はつきり目に見えています。

つまり、江東区で住み続けたい方が少なくなり、難しくなってきます。これは障害者だけの問題ではなく低所得者の方が、増えていくことは明らかだと思っております。

これに対して、江東区居住支援協議会で、都市計画やバリアフリーの問題について話し合っております。心のバリアフリーについて、今後の開発の中で、これらも行うことについて発言しました。障害者の方が住めなくなると困るので、それに対して国はすでに、厚生労働省、法務省、建設省の3省が協力して、セーフティネット住宅を取り上げていくと、今年度からなっております。

今後江東区としても、人口増加に伴い賃貸住宅の家賃が上がることが予想されます。湾岸が開発されて、人口増加が顕著に進んでいる区として、今後の政策を実施することが明らかになってないと考えております。

区が主催した、居住に関する講演会で、区が呼んだ大手の居住支援を行っている企業がありますが講演の中で、江東区が高くなつて、住めなくなつたら隣の江戸川区、そこも住めなくなつたら、千葉県に行けば良いということを講師がおっしゃっていました。住宅課がどのようにになっているかが気になっています。

バリアフリーの関係で、江東区居住支援協議会の委員も行っております。バリアフリーを行っていく上で、安心して住める住宅が確保できなければいけないということについて発言しましたが、バリアフリーとは別の問題で車の両輪の問題というお話だったので、その両輪の片方はどうなつてているかについては特に区から具体的に回答がなかつたので、居住支援やバリアフリーについては、ずっと取り組んでいますので、その問題に対して江東区の取り組みは非常に弱いと思っておりますので、区としても考えていただきたいということで、発言させていただきました。

【高山会長】

ありがとうございました。ご意見ということでよろしいでしょうか。

(了 承)

【高山会長】

他に、何かご意見・ご質問はありますでしょうか。

(向井委員挙手)

【高山会長】

向井委員お願いいたします。

【向井委員】

はい。富岡地区連合町会会長の向井です。前々から、町会の中で、障害を持っている方がみんな同じように、外に出て普通の生活ができるまちができないかなということを考えております。

災害が起きた際に、我々の地域でも災害協力隊ができ上がって、それを具

体的にどう動かすかについて、既に町会で話が始まっています。それから障害児がいるかどうか具体的に分かっている必要があると考えます。このことから勘案すると、町会として真剣に考えて、そこで何か協力をすることができれば一番良いと思っております。

まちの発展のため、そしてまちの融和のためにバリアフリーについて興味を持って、そして皆さんと一緒に暮らしていくような、まちができ上がると江東区のまちが1つ1つ良くなると考えております。

その方法について、災害協力隊の中で、話題になりますが現実に我々が、何を知っているのかについて分からないので、具体的な指針があつてまちの中で、そういう内容を細かく分担できるように勉強いただければ、嬉しいと思っております。地域で考える江東区になると良いと考えております。以上です。

【高山会長】

ありがとうございます。ご意見ということでよろしいでしょうか。

(了 承)

【高山会長】

また、今のご発言内容は地域自立支援協議会でも共有していただく必要がある内容だと思いますので、事務局でご意見を反映していただけると良いと思いました。ありがとうございます。

他に、何かご意見・ご質問はありますでしょうか。

(発言なし)

【高山会長】

他にご意見等ございましたら、意見シートにご記入いただき、活用いただけたらと思います。それでは、ご意見など出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

続きまして、議事2「障害者実態調査について」事務局からご説明をいただきたいと思います。お願ひいたします。

【障害者施策課長】

はい。それでは障害者施策課長栗原より資料3に基づき、令和7年度に実施する障害者実態調査についてご説明いたします。

まず、「1 目的」ですが、令和8年度に策定を予定している、第8期の障害者福祉計画及び第4期の障害児福祉計画の基礎資料とともに、今後の区の施策の検討をするため、調査を実施いたします。

次に、「2 調査対象」です。まず(1)ですが、障害者と障害児の方約5,0

00人を対象に行います。内訳は、身体障害の方、約1,300人、知的障害の方、約1,150人、精神障害の方、約1,150人、重症心身障害の方、約100人、発達障害の方、約400人、高次脳機能障害の方、約100人、難病の方、約800人としており、無作為抽出または団体等を経由し、対象者を抽出いたします。

また（2）サービス提供事業者は約250か所、こちらは、東京都障害者サービス情報掲載の区内の事業者を対象としております。

（3）障害者団体は、区内で活動していただいております、NPO法人や社会福祉法人、また、視覚や聴覚障害の団体、難病団体、障害のあるお子さんやご家族をお持ちの団体等、約40団体程度を予定しております。前回、令和4年度の実態調査を実施した際も40団体を予定しております、結果、4年度のときは35団体にヒアリングを実施した実績がございます。

今年度も前回と同様の団体に対して、ヒアリングを実施しようと考えておりますが、今年度、いくつかの団体が解散或いは統合された結果、現在区で把握している団体が30団体ほどに対象が減っております。そのため、より幅広い団体にご意見をいただけるよう、江東区の障害当事者や家族・ボランティアの自主活動や相互交流の場である障害者福祉センター等を利用している団体等にも、お声がけできないか検討を進めて参りたいと考えております。

次に、「3 調査実施時期」でございますが、令和7年10月から開始予定としていたところでございますが、今年度、国勢調査が同時期に実施されることから、対象の方が混乱せずに、回答していただけるように、少し前倒して実施を行い、9月中に発送ができるよう調整をしているところでございます。

「4 調査結果報告」ですが、年度末の令和8年3月を予定しております。

次に、「5 調査集計等受託事業者」ですが、株式会社名豊に決定いたしましたので、この場でご報告させていただきます。

続きまして、「6 調査内容」の説明をいたします。お手元に別紙として、調査項目一覧（案）を添付させていただきました。本来であれば、調査票そのものを協議会でご確認いただくべきところではございますが、現在、課内で質問の詳細について精査している状況でございまして、本日は、現段階において、検討を進めている項目についての案をお示しさせていただきました。具体的な質問内容等について、今月中旬の作成を目指し、順次検討・確認しております。案が固まりましたら、改めて委員の皆様にメールにてご送付させていただきまして、ご確認いただく機会を設けさせていただき、内容を固めた上で、9月に発送いたしたいと考えております。

つきましては、今後ご依頼させていただきますが、ご確認いただく時間が短くなり、大変お手数をおかけしますが、何卒、委員の皆様のご協力をお願いいたします。なお各対象とも、経年比較の必要性から、基本的に前回調査時の調査項目と同様のものが多いのですが、設問番号に※印がついているものが、新規で設ける予定の設問となっております。各設問は既存の質問内容について、統合できる

ところは統合するなど、工夫を行うとともに、新規質問では、例えば利用者が必要としている支援・悩みや不安、また、事業所への質問として人材確保やＩＣＴの活用、各種提供サービスについて把握するための設問を検討しております。

「7 調査方法」です。障害種別に基づく無作為抽出の上、郵送による調査を行います。発達障害など手帳が交付されていない場合は、無作為抽出が難しい場合がございますので、関係団体などを通じて調査票を配布いたしたいと考えております。

回答については、自書での記入をお願いしますが、自書が困難な場合には、ご家族等による代理回答も可としております。今回の調査では、回収率向上の目的や、紙での回答が難しい場合、オンラインでも回答できるよう、調査票・封筒に回答フォーマットのＱＲコードを付けて配布をいたします。なお、オンラインでの回答については、一時保存機能により、回答者の負担軽減を図って参ります。視覚障害の方や小さい文字が読みにくい方などに配慮し、すべての調査票にユニボイスの音声コードを記載する予定です。

また、一度ご連絡をいただくことにはなりますが、必要に応じて点字版の調査票の配布や、ワード版のデータでの調査票配布に対応するよう、検討しております。送付用の封筒につきましても、切り欠き対応をする予定でございます。

障害者団体の皆様には、調査票に加えヒアリングも実施予定です。聴覚障害の方への配慮し、手話通訳者はもちろんですが、その場での発言を、文字起こししてご覧いただく予定となっております。各団体の皆様には、お忙しい中、貴重なお時間をいただくことになりますが、ご協力いただければ幸いでございます。

最後に「8 今後のスケジュール（案）」です。9月に向けて調査票の印刷や視覚障害の方のための点字版の作成などを行い、発送する予定となっております。

12月に、計画等推進協議会へ集計の中間報告を行いたいと考えております。

令和8年1月～2月にかけて、計画等推進協議会、地域自立支援協議会へ調査結果報告（案）を提示し、年度末の3月までに、報告書として取りまとめ、来年4月以降の次期計画策定作業に入って参りたいと考えております。説明は以上でございます。

【高山会長】

ご説明ありがとうございました。ただいまのご説明にありました通り、別紙で、令和7年度江東区地域生活に関する調査項目一覧（案）ということで、項目のみの一覧をご提示いただいております。実際の調査票になっていないということで、これから作業をしていただき、委員の皆様には、調査項目一覧を提示し、ご意見をいただき、最終的な案としてまとめるということで理解しました。

何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

（中山委員挙手）

【高山会長】

中山委員お願いいたします。

【中山委員】

お願いです。前回より世の中は電子化が進んでおりますので、前回メールでの回答を視覚障害者にお願いしたいと提言しました。今回も、電子的な方法ということで取り入れていただいているのですが、ユニボイス対応やできればGoogleフォームもあったほうが良いと考えております。

一番大事なこととして、対応したが最終的に音声ソフトに乗らないというのが最近の例としてあるので、ここの確認はしっかりと行っていただくことです。そこを入念にお願いできると、非常に回収率が良くなり、アンケートに回答したくなると思いますので、その部分のチェックはよろしくお願ひいたします。

【高山会長】

ご意見ありがとうございます。多様な回答方法をご用意いただくということと、確実に回答することができるような仕様にしていただきたいというご意見だと思いますが事務局から何かございますか。

【障害者施策課長】

はい。障害者施策課長です。ご意見ありがとうございます。いただいたご提案の内容について、Googleフォームの対応ができるかどうかについては、改めて確認をさせていただきますが、もしできなかつた場合、皆様にしっかりと丁寧に説明したいと考えております。また、調査票回答でお困りの際には、ご一報いただければ、何か対応が图れないかを考えながら進めさせていただきたいと思います。いただいたご提案の内容については、確認しながら進めさせていただきます。以上です。

【高山会長】

ありがとうございました。他に、何かご意見、ご質問などはありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、私から1点質問がございます。日程について具体的にお聞きしたいのですが、計画等推進協議会で皆様のご意見を伺っている中ですでに、調査票の作業を行っていると思いますが、いつ頃ご提示いただき、委員の皆様はどれぐらいの期間をかけてそれを確認し回答するまでにどれぐらいの時間をいただけるかについて、目安を教えていただきたいです。

【障害者施策課長】

はい。障害者施策課長です。高山会長のおっしゃる通り、期間が短いスケジュールになってしまい、皆様にお手数をおかけし大変申し訳ございませんが、事務局として、精力的に質問内容についての確認作業を進めております。来週あたりで確認作業を終え、皆様にご意見をお伺いする期間として、概ね1週間前後になってしまい申し訳ございません。その期間で、皆様にご確認いただきご意見等がございましたら、これらを踏まえ、今月中に意見を固め、9月の発送に向けて準備を進めたいと考えております。大まかなスケジュールは以上でございます。

【高山会長】

ありがとうございました。事務局から案が、ご提示されると思われますので、ぜひご意見を賜って、多くの方にご回答いただけるような調査票になれば良いと思いますので、確認いただき、ご意見をお寄せいただきたいと思いますのでご協力よろしくお願ひいたします。

他に、何かご意見、ご質問などはありますでしょうか。

(田村委員挙手)

【高山会長】

田村委員お願いいたします。

【田村委員】

はい。田村です。知的障害者の方々へ、どのようにアンケートを行うのか説明していただけますでしょうか。お願ひいたします。

【障害者施策課長】

はい。障害者施策課長です。ご本人宛に抽出し送付しますが、ご本人で回答が難しい方についてはご家族などにご回答いただくことも可としておりますので、そういう方々からのご回答という形でお願いできればと考えております。以上です。

【田村委員】

追加ですが、例えば、文字にルビを振るなど工夫されているかと思います。それでも家族の支援が難しい場合、障害者施設に行かれている方がいらっしゃると思いますので、施設職員の協力が得られるなど、ご意見を持たれている知的障害の方は、結構いらっしゃると思いますので、その辺りの配慮をいただければありがたいです。

【障害者施策課長】

はい。障害者施策課長です。ルビを振った上で、なるべくご本人もしくはご家族でご回答いただけれるようにお示しさせていただきたいと思います。施設職員の記入ということで、補助をしていただくことは可能かと考えておりますが、事業所の方にご記入いただくことが果たして、ご本人の要望に沿うものかということがあるかと思いますので、そちらについては、ご本人様が回答しやすい形で、返送していただければと考えております。以上です。

【高山会長】

ありがとうございました。障害者実態調査の重要な点について、ご指摘いただいたかと思います。前提として、障害のあるご本人に、状態や意向などを確認するということが調査のポイントだと考えます。ご自身のみで回答することが難しい場合は、ご家族や支援者の方が、ご本人の意向をどのように汲んでいくかが、大事なところであるかと思います。ご本人がどのようにお考えであるかということが回答に、繋がるようにということだと思いますので、調査票の最初に、その趣旨を丁寧に書いていただくことが大事だと思います。江東区の場合、調査項目で介護者の項目があり、ここについては介護者の立場で回答すると思いますので、ここにご意見を反映するかと思います。他の項目についてはご本人の状況かと思いますので、それが理解できるように簡潔に記載するのが良いかと思いますので、よろしくお願ひいたします。貴重なご意見ありがとうございました。

他に何か、ご意見・ご質問などありますでしょうか。

(発言なし)

【高山会長】

先ほどの日程で、調査票の案がご提示されるとのことですので、具体的なイメージがあるかと思いますので、そこでご意見を賜りたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひいたします。ご意見など出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

議事3 「その他」について、事務局より何かございますか。

(発言なし)

【高山会長】

特に無いようですので、この議題は終了とさせていただきます。以上で、本日の議事が全て終了いたしました。最後、事務局にマイクをお返しいたしますので、意見シートについてご説明お願ひいたします。

【障害者施策課長】

はい。ご協議ありがとうございました。本日の議事はこれをもってすべて終了いたします。次回の障害者計画等推進協議会は、12月頃の開催を予定しております。日程が近づきましたら、あらためてご通知申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。本日、意見シートを配布しております。こちらに資料を確認した中で、お気づきの点などをご記入いただけますと幸いです。或いは実態調査の項目をご覧いただいた上で、この段階でご意見等ございましたら、意見シートに記載していただき、何かございましたらご提出いただければと思います。事務局からは以上となります。

【高山会長】

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を閉会といたします。長時間にわたり、ありがとうございました。